|  |  |
| --- | --- |
| 令和2年2月7日（金） | 資料2 |
| 令和元年度第1回権利擁護部会 | |

権 利 擁 護 部 会 の 概 要

1. **目的**  
   地域における様々な関係機関が、相談・対応事例等の共有・協議を通じて、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止の取組の検討など、障がいによる差別の解消及び障がい者虐待の防止・早期発見を主体的に行うネットワークとして、権利擁護部会を組織する。  
   なお、権利擁護部会は障害者差別解消法第17条に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねるものとする。
2. **主な内容**
   1. 障害者差別解消法に関連するもの
      * 関係機関等が対応した相談事例の共有
      * 障がい特性の理解のための研修・啓発、取組の周知・発信
   2. 障害者虐待防止法に関連するもの
      * 障がい者虐待の防止・早期発見のための事例の共有
   3. その他障害者の権利に関する条約に関するもの
      * 上記以外の障がい者の権利擁護に関する事例の共有と連携の強化
3. **委員構成**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 学識経験者 | ７ | 特別支援学校 |
| ２ | 法曹関係者 | ８ | 民生児童委員 |
| ３ | 医療関係者 | ９ | 障がい当事者等 |
| ４ | 障害福祉サービス事業者 | １０ | 社会福祉協議会 |
| ５ | 相談支援事業者 | １１ | 障がい者虐待防止センター |
| ６ | 企業・雇用関係者 | １２ | 板橋区障がい関係所管課 |

1. **障害者虐待防止法とは**障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）では、「養護者」「使用者」「障害者福祉施設従事者等」による虐待を特に「障害者虐待」と定めています（第２条第２項）。
2. 虐待者の種別

①養護者  
障がい者の身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障がい者の家族、親族、同居人等

②使用者  
障がい者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

③障害者福祉施設従事者等  
障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者

1. 虐待の種別

①身体的虐待  
障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

②性的虐待  
障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

③心理的虐待  
障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④放棄・放置  
障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置、その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤経済的虐待  
障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

1. **障害者差別解消法とは**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）では不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を義務付けています。
2. 不当な差別的取り扱い  
   障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為。正当な理由とは、客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合であって、前例・慣例等は正当な理由に当たりません。  
   障害者差別解消法では、行政機関・民間事業者の双方に不当な差別的取り扱いを禁止しています。
3. 合理的配慮  
   事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもののこと。  
   障害者差別解消法では、行政機関に合理的配慮の提供を義務付け、民間事業者は努力義務としていますが、東京都障害者差別解消条例においては民間企業についても合理的配慮の提供を義務としています。